

新型コロナウイルス感染症対策 ご協力をお願い ～こども療育センター利用に当たって～

こども療育センター所長

日頃より当センターの運営にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日付けで季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられた後も、当センターが

- ① 医療機関であること、
- ② 重症化リスクの高い児者が利用する施設であること

を踏まえ、感染症対策を継続していることについて、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

このたび、当センターの感染症対策について、「腹部症状の場合は、症状消失後24時間」と、下記のとおり見直しましたので、お知らせします。

つきましては、引き続き、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 サービスの提供について

診療・訓練等は、原則として、職員・利用者・同行者全て(乳幼児を除く。)マスクを着用の上、実施します。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、通常対応と異なる場合がありますのでご了承ください。

なお、利用されるお子様・保護者様だけでなく、同居の方について、次の症状が一つでもある場合は、受診をお控えください。

- (1) 風邪の症状(咳、のどの痛み等)や発熱(①平熱より1度又は②37.5度より高い場合(①②の内低い値を基準とする。))
- (2) 強いだるさや息苦しさ
- (3) 腹部症状(吐き気、嘔吐、下痢便)

受付の時点及び診療・訓練等の途中で症状が判明した場合は、診療・訓練等を中止させていただきます。なお、アレルギーと診断されている場合でも、鼻水や咳の症状が明らかに認められ、感染症との判別がつかない場合には、診察をお断りすることがありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

当日症状がなくても、ご利用は、次の期間を経過した後としてください。

(乳幼児期)風邪の症状や発熱時等(上述(1)～(3)の症状)には、発症後丸5日かつ解熱後丸3日
(学童期以降)風邪の症状や発熱時等(上述(1)～(3)の症状)には、発症後丸5日かつ解熱後丸2日
(すべての方)腹部症状の場合は、症状消失後24時間

2 当センターから定期的に処方されているお薬について

来所者に上記の症状がある場合は、事前にご連絡ください。

3 「健康チェックシート」ご記入のお願いについて

当センターに来所される方には、健康状態等の確認のため、「健康チェックシート」へのご記入をお願いしております。

なお、記入内容によりご利用をお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

4 利用されるお子様やご兄弟姉妹が通われている保育園、学校等が臨時に休園、休校する場合、保護者様の勤務先が臨時に休業する場合などの受診について

保育園、学校等が臨時に休園、休校する場合、勤務先が臨時に休業する場合などにお子様の受診をご希望の際は、事前にお問い合わせください。

こども療育センター利用(診療・訓練等)に関するお問い合わせ・ご連絡は、以下にお願いいたします。

光町:082-263-0683(2階受付)

北部:082-814-5801

西部:082-943-6831

施設利用については、各施設へご確認ください。

何かとご不便をおかけいたしますが、ご利用の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。